

青森県報

第五百五十四号

令和四年
十二月二十六日
(月 曜 日)

規 則

- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨…………… (事 務 局) …… 四
- 青森県議会議員北津軽郡選挙区補欠選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨…………… (同) …… 七

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十八号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八節 建設工事の特例(第六百六十四条―第六百六十九条)」を「第八節 第九節」に改める。

建設工事の特例(第六百六十四条―第六百六十九条)に改める。

契約内容を記録した電磁的記録(第六百六十九条の二)に改める。

第四百四十八条中「契約書案」を「契約内容の案」に、「一」を「いずれかに」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第七章に次の一節を加える。

第九節 契約内容を記録した電磁的記録

(契約内容を記録した電磁的記録の作成)

第六百六十九条の二 この章の規定により作成(取り交わしを含む。以下この条において同じ。)を行うこととされている契約書(仮契約書を含む。以下この条において同じ。)については、契約内容を記録した電磁的記録の作成をもって、当該契約書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書とみなす。

第二百三十四条中「借受けよう」を「借り受けよう」に改め、「契約書案」の下に

目 次

- 青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (財 務 指 導 課) …… 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (健 康 福 祉 政 策 課) …… 二
- 生活保護法による医療機関の指定…………… (同) …… 二
- 生活保護法による施術者の指定…………… (同) …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出…………… (同) …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定…………… (同) …… 三
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定…………… (道 路 課) …… 三
- 建設業者の許可の取消し…………… (東 青 森 地 域 民 局) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三
- 右 同…………… (上 北 地 域 民 局) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四

選 挙 管 理 委 員 会

「（契約内容の案を記載した書面をいう。以下同じ。）」を加える。
別記の第十条を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第六百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 月 日 止
平内ミナトヤ歯科医院	一 東津軽郡平内町大字小湊字後泡二の一	令和 四・〇・三

青森県告示第六百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日 止
	青森県知事 三 村 申 吾	

平内ミナトヤ歯科医院

一 東津軽郡平内町大字小湊字後泡二の一

令和
四・二・一

青森県告示第六百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
大津 俊輔	おおつ鍼灸整骨院 弘前山王	弘前市大字山王町二の六	令和 四・二・三

青森県告示第六百九十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 月 日 止
平内ミナトヤ歯科医院	一 東津軽郡平内町大字小湊字後泡二の一	令和 四・〇・三

青森県告示第六百九十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
平内ミナトヤ歯科医院	東津軽郡平内町大字小湊字後泡二の一	令和 四・二・一

青森県告示第六百九十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の種類	路 線 名	区 間
国道	三四〇号	八戸市大字新荒町一の一から 八戸市大字荒町一七まで

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大地エンジニア
- 二 代表者の氏名 松尾翔矢
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字前田六五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一〇〇五九九号
- 五 取消年月日 令和四年十一月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気通信工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年十一月十八日前記建設業者が前記の建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 成田塗装店合同会社
- 二 代表者の氏名 成田春樹
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字女鹿沢字西増田三四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一〇〇八八六号
- 五 取消年月日 令和四年十二月六日

六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
令和四年十二月五日前記建設業者が前記の建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社弘洋建設

二 代表者の氏名 町屋恵子

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町大字新館字籠四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一六九二三号

五 取消年月日 令和四年十二月六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社中善建設

二 代表者の氏名 中村善一郎

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字赤沼字下平六一九の二

四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一六六一一号

五 取消年月日 令和四年十二月七日

六 取消しに係る建設業の許可

石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年十二月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十二条第一項の規定により、令和四年七月十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和四年十二月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
 令和4年7月10日執行 参議院青森県選挙区選出議員選挙
 1 選挙の種類
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
 37,681,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田名部 匡代	所属党派	立憲民主党	期 間	令和4年 4月12日から 令和4年 7月19日まで
出納責任者氏名	田名部 政志				第1回分

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)
立憲民主党	円
政党	人件費 2,464,920
	家賃費 1,864,030
	選挙事務所費 1,618,650
	集会会場費 245,380
	通信費 244,221
	交通費 0
	印刷費 2,619,468
	広告費 5,736,090
	文具費 171,217
	食糧費 10,140
	宿泊費 605,220
	雑費 279,751
その他の寄附	
0件	
その他の収入	
3,000,000	今回計 13,995,057
8,000,000	前回計 0
0	総計 13,995,057

選挙運動用通常業務の作成	312,000円
ビラの作成	799,500円
ポスターの作成	1,507,968円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,830円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,400円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,750円
政見放送のための録画等	3,145,000円
計	6,353,448円

報告書受理年月日 令和4年 7月25日 第1回報告分

候補者氏名	齊藤 直飛人	所属党派	自由民主党	期 間	令和4年 4月26日から 令和4年 7月16日まで
出納責任者氏名	齊藤 航矢				第1回分

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	(寄附額)
自由民主党青森県参議院選挙区第一支部	円
政党	人件費 2,064,000
	家賃費 2,039,813
	選挙事務所費 2,039,813
	集会会場費 0
	通信費 89,118
	交通費 271,850
	印刷費 2,621,568
	広告費 5,030,654
	文具費 8,111
	食糧費 539,309
	宿泊費 1,082,710
	雑費 372,533
その他の寄附	
0件	
その他の収入	
0	今回計 14,119,666
8,000,000	前回計 14,119,666
8,000,000	総計 14,119,666

選挙運動用通常業務の作成	312,800円
ビラの作成	800,800円
ポスターの作成	1,507,968円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
政見放送のための録画等	3,260,000円
計	6,470,581円

報告書受理年月日 令和4年 7月20日 第1回報告分

候補者氏名	齊藤 直飛人	所属党派	自由民主党	期 間	令和4年 7月29日から 令和4年 7月29日まで
出納責任者氏名	齊藤 航大				第2回分

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	支出 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円
その他の寄附	0件	0	人件費		0
その他の収入		0	家屋費		0
今回計		0	選挙事務所費		0
前回計		8,000,000	集会会場費		0
前合計		8,000,000	通信費		38,394
総 計		8,000,000	交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			宿泊費		0
			雑 費		0

項目	金額
選挙運動用通常業務書の作成	312,800円
ビラの作成	800,800円
ポスターの作成	1,507,968円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
政見放送のための録画等	3,260,000円
計	6,470,581円

報告書受理年月日 令和4年 8月 4日 第2回報告分

候補者氏名	中条 栄太郎	所属党派	参政党	期 間	令和4年 6月 6日から 令和4年 7月20日まで
出納責任者氏名	小林 淳				第1回分

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	支出 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円
その他の寄附	0件	0	人件費		0
その他の収入		4,010	家屋費		472,784
今回計		3,629,840	選挙事務所費		358,200
前回計		0	集会会場費		114,584
前合計		3,629,840	通信費		1,240
総 計		3,629,840	交通費		9,868
			印刷費		1,214,320
			広告費		840,752
			文具費		0
			食糧費		0
			宿泊費		0
			雑 費		28,719

項目	金額
選挙運動用通常業務書の作成	0円
ビラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
政見放送のための録画等	0円
計	0円

報告書受理年月日 令和4年 7月25日 第1回報告分

候補者氏名	佐々木 晃	所属党派	NHK党	期 間	令和4年 3月19日から 令和4年 6月23日まで 第1回分
出納責任者氏名	佐々木 晃				

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出
NHK党	政党	703,878 円	人件費 423,830 円
			家庭費 0
			選挙事務所費 0
			集合会場費 0
			通信費 0
			交通費 0
			印刷費 280,048
			広告費 2,913,599
			文具費 8,788
			食糧費 0
			宿泊費 0
			雑費 185,508

その他の寄附 その他の収入	0 件	0	今回計	3,811,773
今回計		1,003,878	前回計	0
前回計		0	総計	3,811,773
総計		1,003,878		

支出のうち公費負担 相当額	選挙運動用通常業務の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円	
政見放送のための録画等	2,906,059円	
計	2,906,059円	

報告書受理年月日	令和4年 7月19日	第1回報告分
----------	------------	--------

青森県選挙管理委員会告示第七十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十二条第一項の規定により、令和四年七月三十一日執行の青森県議会議員北津軽郡選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和四年十二月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年7月31日執行 青森県議会議員北津軽郡選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 5,729,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	成田 陽光	所属党派	無所属	期 間	令和4年 7月13日から 令和4年 7月29日まで 第1回分
出納責任者氏名	山口 貴弘				

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費 60,000
木村 利春 (職業) 建設業 30,000	家屋費 133,611
	選挙事務所費 133,611
	集会会場費 0
	通信費 0
	交通費 0
	印刷費 631,400
	広告費 0
	文具費 22,628
	食糧費 18,810
	宿泊費 0
	雑費 0
その他の寄附 11件 110,000	
その他の収入 500,000	
今回計 640,000	今回計 866,449
前回計 0	前回計 0
総計 640,000	総計 866,449

項 目	金 額
選挙運動用通常業務の作成	
ビラの作成	123,200円
ポスターの作成	508,200円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
政見放送のための録画等	
計	631,400円

報告書受理年月日 令和4年 8月 8日 第1回報告分

(発行者・発行人)
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円